

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板
に対する暫定的な不当廉売関税の課税

（ 令和 8 年 7 月 3 0 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財 務 省 関 税 局 ）

調査の概要等

調査の概要

- 関税定率法第8条第5項に基づき、大韓民国（以下「韓国」。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」。）産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に関し、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、令和7年8月13日から調査を実施。

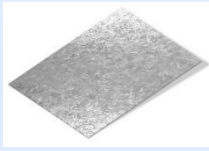
【調査対象貨物】

- 名称：溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板
- 品目番号：7210.49号、7212.30号、7225.92号及び7226.99号
（WTO税率・RCEP税率：無税）
- 特徴：鉄等の薄板製品等の表面に高温で溶かした亜鉛をめっきした鋼帯及び鋼板。高い防錆機能を有する点が特徴。
- 主な用途：ガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品等

【外観】



鋼帯

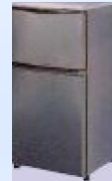


鋼板

【用途例】



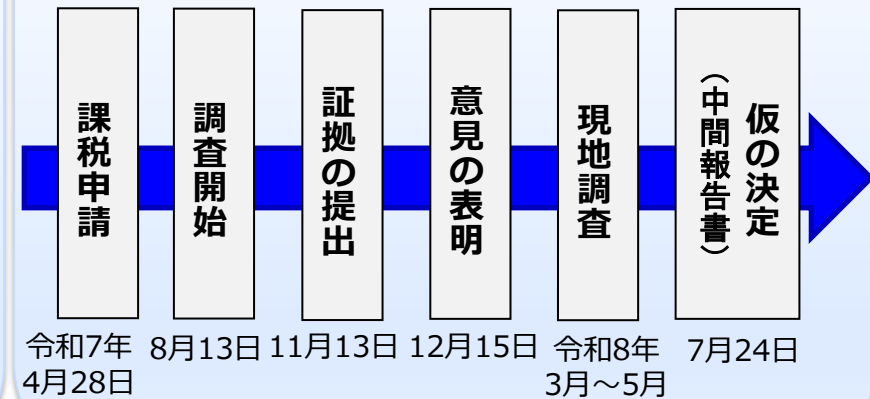
ガードレール



冷蔵庫

（出典：申請者提供資料）

【これまでの経緯】



【調査対象期間】

- 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：令和6年1月1日～令和6年12月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：令和4年4月1日～令和7年3月31日

暫定的な不当廉売関税の課税要件（関税定率法第8条第9項）

- ① 不当廉売がされた貨物の輸入の事実が推定されること。
- ② 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定されること。
- ③ 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

これまでの証拠等の提出状況

- 調査当局が知り得た利害関係者等に対し質問状等を送付し、その回答や証拠の提出、意見の表明等を求めたところ、これまでの提出状況は以下のとおり。

【表 1】 利害関係者等からの提出状況

利害関係者等の区分	対象者	利害関係者等からの提出		
		質問状等*1回答	証拠の提出*2	意見の表明*3
①韓国供給者	16者	11者	0者	1者
②中国供給者	54者	14者	0者	0者
⑦(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)		2者	0者	0者
③輸入者	25者	20者	0者	0者
④本邦生産者	39者	23者	4者	4者
⑤産業上の使用者	25者	19者	－	0者
⑥財務大臣が特に利害関係を有すると認める者	1者	0者	1者	1者

*1 不当廉売関税等に関する政令第10条第3項（①～④、⑥）、第13条第2項（⑤）、第10条の3第2項（⑦）

*2 不当廉売関税等に関する政令第10条第1項（①～④、⑥）、第10条の3第1項（⑦）

*3 不当廉売関税等に関する政令第12条の2第1項（①～⑥）

サンプリングの実施

- 知り得た海外供給者の数が20を超える場合には、合理的に調査できる範囲を超えるものとして、標本抽出（サンプリング）の実施が可能（アンチダンピング協定6.10条及び不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン11.）
- サンプルとして韓国供給者2者及び中国供給者2者を選定(本邦向け輸出量等を基に選定)。当該4者に係る不当廉売差額率については個別に決定した上で、また、その他の供給者に係る不当廉売差額率については、当該4者の不当廉売差額率を基に決定し、4者の回答の精査及び現地調査を実施。

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率（\%）} = \left(\frac{\text{（正常価格－輸出価格）}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$$

- 韓国の正常価格及び輸出価格並びに中国の輸出価格
サンプリングした4者(注1)の質問状回答のうち調査当局が検証できたもの及び入手できた証拠により算出(注2)
- 中国の正常価格
供給者から市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったことから、中国の価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報を用いて算出。

(注1) 韓国：POSCO Co., LTD.（以下「POSCO」）及びKG Dongbu Steel Co., Ltd.（以下「KG Dongbu」）
中国：鞍鋼股份有限公司（以下「鞍鋼」）及び 湖南華菱漣源鋼鐵有限公司（以下「湖南」）

(注2) ファクト・アヴェイラブル（F A）
利害関係者が妥当な期間内に必要な情報を提供しない等の場合に、調査当局が知ることができた事実に基づいて各種決定を行うこと。
WTO協定上認められた手法。

中間結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売がされた貨物の輸入の事実が推定された。
- 算出された不当廉売差額率は表 2 のとおり。

【表 2】 不当廉売差額率

国（供給者名）		不当廉売差額率
韓国	・POSCO	32.49%
	・サンプリング調査非対象者	34.22%
	・KG Dongbu ・その他の調査非協力者	42.69%
中国	・鞍鋼 ・サンプリング調査非対象者	63.95%
	・湖南 ・その他の調査非協力者	68.67%

（注）サンプリング調査非対象者とは調査に協力した者

実質的な損害等の事実

検討

● 不当廉売がされた貨物の輸入

⇒ 韓国及び中国産品の輸入量(B)は増加し、本邦における市場占拠率(D)を拡大させた。また、本邦産の同種の貨物（本邦産品）を常に下回る価格で輸入され、販売された(H)。

● 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、需要量(A)が減少する中で、価格の引き下げを余儀なくされ(E)、また、取引先からの更なる値下げ要求に応じることができない中で、販売量(C)は減少し、売上高(I)・営業利益(J)は大きく減少した。

● 因果関係

⇒ 韓国及び中国以外の国からの貨物による本邦産品の価格や販売量への影響は認められず、韓国及び中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が推定された。

【表3】 本邦産業の状況

	① 令和4年度	② 令和5年度	③ 令和6年度	(参考) ①と③の差
本邦需要量(A)	100	95	94	▲6
韓国・中国産品の輸入量(B)	100	123	123	+23
本邦産品の販売量(C)	100	83	79	▲21
韓国・中国産品の市場占拠率(D)	100	130	131	+31
本邦産品の価格(E)	100	100	98	▲2
本邦産品の製造原価(F)	100	98	96	▲4
韓国・中国産品の価格(G)	100	91	93	▲7
価格比(%) (H) *	70~90	70~90	70~90	
本邦産品の売上高(I)	100	82	79	▲21
本邦産業の営業利益(J)	100	111	53	▲47

凡例：表中、令和4年度の数値を100とする指数を記入((H)を除く)

(H)は、非開示データのため、数値のレンジを表記

* 価格比(%) (H)

= (韓国・中国産品の価格(G) / 本邦産品の価格(E)) × 100

中間結果

● 不当廉売がされた貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定された。

暫定措置の発動

本邦産業保護の必要性

- 今後さらなる調査を行う期間の間に生じ得る損害の拡大を防止し、本邦産業を保護するために、暫定措置を発動する必要性が認められる。

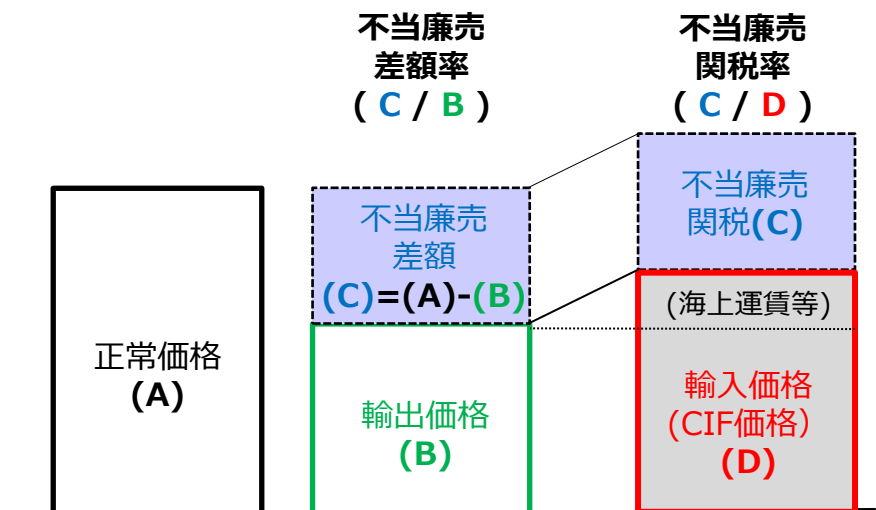
暫定措置の発動

- 調査によって明らかになった不当廉売差額率に基づき、表 4 のとおり暫定的な不当廉売関税を課することが適当（暫定措置の期間は、W T O 協定及び法令で認められた期間内である 4 か月）。

【表 4】不当廉売関税率（暫定措置）

国（供給者名）		暫定的な 不当廉売関税率
韓国	・POSCO	29.2%
	・サンプリング調査非対象者	30.6%
	・KG Dongbu ・その他の供給者	38.0%
中国	・鞍鋼 ・サンプリング調査非対象者	50.1%
	・湖南 ・その他の供給者	55.3%

（参考） 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方



（注 1） 不当廉売関税率 = （不当廉売差額 / 本邦輸入価格） × 100

（注 2） サンプリング調査非対象者とは調査に協力した者、その他の供給者には調査当局が知り得なかった者も含む